二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　労働契約申込みみなし制度

労働者派遣の役務の提供を受ける者が一の8の㈠又は㈦に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合についても、労働契約の申込みをしたものとみなすこととした。（第四〇条の六関係）

2　就業条件等の明示

派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が一の8㈠又は㈦に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならないこととした。（第三四条第三項関係）

三　施行期日等

1　検討

㈠　政府は、この法律の施行後三年を目途として、改正後の労働者派遣法の施行の状況を勘案し、改正後の労働者派遣法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条第一項関係）

㈡　政府は、㈠にかかわらず、通常の労働者及び派遣労働者の数の動向等の労働市場の状況を踏まえ、この法律の施行により労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときは、改正後の労働者派遣法の規定について速やかに検討を行うこととした。（附則第二条第二項関係）

㈢　政府は、派遣労働者と派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者との均等な待遇及び均衡のとれた待遇の確保の在り方について検討するため、調査研究その他の必要な措置を講ずることとした。（附則第二条第三項関係）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第一一条関係）

3　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年九月三〇日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第三二七号）（内閣官房）

1　内閣人事局に置く人事政策統括官を三人とし、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとした。（第五条の二第一項関係）

2　内閣人事局に属する内閣審議官の職務を、命を受けて、人事政策統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものを助けることとした。（第七条第三項関係）

3　内閣人事局に属する内閣参事官の職務を、命を受けて、人事政策統括官のつかさどる職務を助けることとした。（第九条第三項関係）

4　この政令は、平成二七年九月二五日から施行することとした。

◇文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三二八号）（文部科学省）

1　スポーツ・青少年局を廃止することとした。（第二条関係）

2　生涯学習政策局の所掌事務を再編し、同局に新たに青少年教育課を置くこととした。（第四条、第二四条及び第二九条関係）

3　初等中等教育局の所掌事務を再編し、同局に新たに健康教育・食育課を置くこととした。（第五条、第三二条及び第四一条関係）

4　科学技術・学術政策局次長を廃止することとした。（旧第一三条関係）

5　大臣官房に置く参事官の数を改めることとした。（第一三条関係）

6　スポーツ庁に次長及び審議官それぞれ一人を置くこととした。（第八三条及び第八四条関係）

7　スポーツ庁の内部部局について定めることとした。（第八五条～第九一条関係）

8　スポーツ庁にスポーツ審議会を置くこととし、その所掌事務について定めることとした。（第九二条関係）

9　その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。

10　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇スポーツ審議会令（政令第三二九号）（文部科学省）

1　スポーツ審議会（以下「審議会」という。）の組織及び委員等の任命について、㈠から㈢までを規定することとした。（第一条及び第二条関係）

㈠　審議会は、委員二〇人以内で組織するものとし、委員は、学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命すること。

㈡　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができるものとし、臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命すること。

㈢　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、スポーツ庁長官が任命すること。

2　委員の任期は二年とし、委員は、再任されることができることとした。（第三条関係）

3　審議会に会長を置き、委員の互選により選任することとした。（第四条関係）

4　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第五条関係）

5　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととした。（第六条関係）

6　その他審議会の運営等に関する所要の規定を置くこととした。

7　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第三三〇号）（厚生労働省）

1　健康局生活衛生課及び水道課を医薬食品局食品安全部に移管するとともに、医薬食品局及び同局食品安全部の名称及び所掌事務を変更することとした。（第二条、第五条、第六条、第五〇条、第五八条の二及び第五八条の三関係）

2　健康局がん対策・健康増進課及び疾病対策課を健康課、がん・疾病対策課及び難病対策課に改組し、同局結核感染症課の所掌事務を変更することとした。（第四〇条～第四五条関係）

3　雇用均等・児童家庭局の所掌事務を変更するとともに、同局育成環境課を廃止し、同局総務課及び母子保健課の所掌事務を変更することとした。（第一〇条、第九一条、第九二条、第九七条及び第九九条関係）

4　職業能力開発局育成支援課の名称を変更することとした。（第八五条及び第八八条関係）

5　老健局総務課、高齢者支援課及び振興課の所掌事務を変更することとした。（第一一三条、第一一五条及び第一一六条関係）

6　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三三一号）（内閣官房）

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二七年一〇月一日とすることとした。

◇自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（政令第三三二号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号。以下「法」という。）第六五条の二に規定する他の隊員についての依頼等の規制に関して、当該規制における子法人並びに当該規制が適用されない場合における退職手当通算予定隊員を定めることとした。（第八七条の二～第八七条の四関係）

2　法第六五条の三に規定する在職中の求職の規制に関して、当該規制における利害関係企業等、当該規制が適用されない場合における局等組織及び意思決定の権限を実質的に有しない官職又は階級、在職中の求職の承認の手続等を定めることとした。（第八七条の五～第八七条の一二関係）

3　法第六五条の四に規定する再就職者による依頼等の規制に関して、当該規制の対象となる部長又は課長の職に準ずる職及び事務次官又は局長の職に準ずる職、再就職者による依頼等の承認の手続、再就職者から依頼等を受けた場合の届出の手続等を定めることとした。（第八七条の一三～第八七条の二二関係）

4　法第六五条の一一に規定する再就職の届出に関して、届出事項、当該届出が必要となる管理職隊員の範囲、当該届出の対象となる再就職先の法人及びその地位、公表事項等を定めることとした。（第八七条の二三～第八七条の三四関係）